

「中野区物品の蓄積等による不良な生活環境
の解消に関する条例」運用ガイドライン

平成29年10月

中野区環境部生活環境分野

目 次

1 目的	3
2 定義	4
3 区の責務	8
4 区民の責務	11
5 所有者等の責務	11
6 調査	12
7 立入調査等	13
8 調査結果の外部提供等	14
9 指導及び勧告	15
10 命令	16
11 行政代執行法による代執行	18
12 緊急安全措置	20
13 代執行にかかる費用の減額免除	20
14 審査会	21
15 過料	23

【別紙1】

物品の蓄積等により、周辺地域に不良な生活環境が生じているか否かの判断にあたり参考となる 基準	25
---	----

【別紙2】

代執行にかかる費用の減額免除の基準の考え方について	29
---------------------------	----

はじめに

本ガイドラインは、「中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例」について、本条例が「発生者」に対する不利益処分を含むことに鑑み、逐条解説を行うことにより条文の示す意味内容を明確化し、もって適正な運用を担保することを目的に定めるものである。

合わせて、個別案件への適用にあたって必要となる「周辺地域に不良な生活環境が生じているか否か」の判断基準及び代執行にかかる費用の減額免除の基準について定める。

1 目的

(目的)

第1条 この条例は、私有地等における物品の蓄積等により当該私有地等の周辺地域に発生する不良な生活環境を解消することにより、区民の安全で衛生的かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

【趣旨】

本条は、私有地等における物品の蓄積等を原因として、当該私有地の周辺地域において不良な生活環境が生じた場合において、その不良な生活環境を解消することにより区民の良好な生活環境の確保に資するという、本条例の目的を明らかにしたものである。

物品の蓄積等により発生する、いわゆるごみ屋敷等の状態は、多くの場合、当該状態を発生させた者自身の生活環境を悪化させるものであるが、物品の蓄積等が本人所有の建物内に留まっているなど周辺地域の生活環境に影響を及ぼさない場合は、本人の財産権や自己決定権の保障の観点から、本条例の対象とはならない。

2 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私有地等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及びその敷地（当該敷地に隣接し、物品の蓄積等が一体となされている私道その他の土地を含み、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等を除く。）並びにあき地の管理の適正化に関する条例（昭和45年中野区条例第30号）第2条第1号に規定するあき地をいう。
- (2) 物品の蓄積等 物品の蓄積若しくは放置、植栽の繁茂（あき地の管理の適正化に関する条例第2条第2号に該当する場合を除く。）、前号に規定する建築物に当たらない工作物の放置又は動物への衛生上問題のある給餌をいう。
- (3) 不良な生活環境 私有地等における物品の蓄積等により、次に掲げる状態が生じ、当該私有地等の周辺地域の生活環境に支障が及んでいることをいう。
 - ア 害虫、ねずみ等又は悪臭が発生している状態
 - イ 火災の発生、蓄積された物品の崩落等又は不法投棄（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定に違反して廃棄物を捨てることをいう。）のおそれがある状態
 - ウ 景観を著しく毀損している状態
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める状態
- (4) 発生者 物品の蓄積等により、自らが所有し、占有し、又は管理する私有地等の周辺地域において不良な生活環境を生じさせている者をいう。

【趣旨】

本条は、本条例の対象となる状態や場所などの内容を明らかにした定義規定である。

【解説】

(1) 「私有地等」

本条例は、従来、区の管理権限や規制権限が及ばないために、区が不良な生活環境を解消することができなかった私有地などの場所を対象とする。このため、原則として、公道、空家、あき地など他の法令で区に管理権限や規制権限がある場所は、当該法令による対応が可能であるため対象とならない。

なお、区の管理権限や規制権限が及ばない国や都等他の自治体が所有・管理する土地も含まれる。

ア 空家ではない建築物及び建築物ではない工作物とその敷地は対象とするが、空家およびその敷地については対象としない。これは、空家およびその敷地は、空家特措法にもとづく「特定空家等※」に該当し、同法で対応可能なためである。

※ 倒壊等保安上の危険、衛生上有害、景観毀損、その他周辺の生活環境保全のために放置が不適切な状態（第2条第2項）

イ 私道を対象とする。これは、私道上の物品集積については、公道と異なり行政が指導・命令等を行うことができないためである。

ウ あき地（敷地内に家屋が存しない土地）を対象とする。これは、敷地内に家屋が存しない土地については、空家特措法の対象とならないためである。

なお、後述するとおり、「あき地の管理の適正化に関する条例（以下「あき地管理条例」という。）」が対象としている雑草やかん木の繁茂については、本条例の対象外としている。

(2) 「物品の蓄積等」

本条例が対象とする「不良な生活環境」の発生原因となる行為等を表す。当該の行為等は以下のとおり。

ア 物品の蓄積又は放置

イ 植栽（あき地における雑草・かん木を除く）の繁茂

ウ 建築物にあたらぬ工作物の放置

エ 動物への衛生上問題のある給餌

アの「物品」については、蓄積されることにより生活環境を著しく損なう状態になっていれば、廃棄物かどうかを問わない。また汚物・汚水を含む。

「蓄積」については、物品の種類、蓄積している場所・状況等で周辺への影響の度合いは変わるため、「蓄積」しているかどうかは、蓄積された物品の量だけではなく周辺環境への支障の程度を総合的に検討した上で判断する。

また、「放置」については、物品を自ら蓄積して放置した場合だけでなく、他の者が私有地等に投棄して蓄積された状態を放置している場合も含む。

イの「植栽」については、あき地における高木（かん木にあたらぬ樹木）は、あき地管理条例が適用されないため対象とする。また、空家の敷地内の植栽については空家特措法が適用されるため対象としない。

ウの「工作物」については、建築基準法による規制を受けない工作物であり、例えば土地に定着していないプレハブ小屋や工事用資材（鉄パイプ、鋼板等）による仮設構造物、工場等の機械設備などである。

エの「動物への衛生上問題のある給餌」は、集まった動物の糞尿や撒かれた餌の腐敗の放置などにより、周辺地域に不衛生な状態が生じるような給餌を対象とする。なお、原則として、給餌対象の動物を給餌者が所有または占有しているかどうかは問わないが、愛護動物において動物愛護管理法第25条または第44条第2項が適用される場合は対象としない。

【参考】動物の愛護及び管理に関する法律（抄）

第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告す

ることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 4 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、前三項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

- 2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、百万円以下の罰金に処する。
- 3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。
 - 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえぼと及びあひる
 - 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

(3) 「不良な生活環境」

「不良な生活環境」であるというためには、本項に規定される物品の蓄積等に起因する支障が周辺地域にまで及び、当該地域の生活環境が著しく損なわれていることが必要である。具体的に支障が生じているか否かは、別紙1「物品の蓄積等により、周辺地域に不良な生活環境が生じているか否かの判断基準」により判断するものとする。

(4) 「発生者」

物品の蓄積等をするにより不良な生活環境を発生させている者をいう。

当該私有地等に物品の蓄積等を行っている者が複数いれば、そのすべてが発生者となる。その一方、「ごみ屋敷」に複数の者が居住している場合においては、発生者が誰なのか把握したうえで発生者を特定する。また、当該行為が法人の事業活動に伴うものである場合は、当該法人が発生者となる。（なお、悪臭防止法や廃棄物処理法などの規制対象となる場合があることに留意する。）

「自らが所有、占有又は管理する私有地等」における「物品の蓄積等」としているのは、それらの私有地等以外への当該行為は不法投棄や不法占有にあたり、民法やその他の法令における違法行為となるため、本条例の対象外としない趣旨である。

また、賃借人が賃借している土地、建物内に物品の蓄積等を行っているのを賃貸人が放置して不良な生活環境が発生させた場合や何者かが行った廃棄物の不法投棄を土地・建物の所有者が放置して不良な生活環境が発生させた場合、当該賃貸人または所有者が物品の蓄積等の直接的な行為者でなくとも「発生者」とされる場合がある。ただし、物品の蓄積等の直接的な行為者が私有地を不法占有している場合において、当該賃貸人または所有者に不良な生活環境の解消を期待するのが相当でない特別な事情がある場合については、物品の蓄積等の直接的な行為者のみを「発生者」として扱うなどの弾力的な運用を図るものとする。

なお、「自らが所有、占有又は管理する私有地等」に他の者が一般廃棄物を不法投棄（不適正処理等）した結果として物品が蓄積し、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置命令（19条の4）及び代執行（19条の7第1項）による解決を検討する必要がある。（産業廃棄物の場合には19条の5及び19条の8）

3 区の責務

(区の責務)

第3条 区は、不良な生活環境を解消するために、区民及びその団体並びに区の区域を管轄する次に掲げる機関（以下「関係機関等」という。）と協働して、必要な対策を講ずるものとする。

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第2号に規定する消防署
- (2) 警察法（昭和29年法律第162号）第53条第1項に規定する警察署
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める機関

2 区は、不良な生活環境を解消するために、発生者が抱える生活上の課題の解決が必要なときは、第6条第1項に規定する調査、第7条第1項の規定による立入調査又は第9条第1項に規定する指導と次に掲げる事務又は事業とを一体的に行うものとする。

- (1) 地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する保健所が行う事業のうち、同法第6条第4号、第8号、第10号及び第14号に掲げるもの
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第6項に規定する福祉に関する事務所がつかさどる事務
- (3) 中野区すこやか福祉センター条例（平成22年中野区条例第25号）に規定する中野区すこやか福祉センターが行う事業のうち、同条例第3条第1号から第7号までに掲げるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事務又は事業

【趣旨】

本条は、不良な生活環境の解消に関する区の責務を規定しており、地域住民や警察・消防等の関係機関との協働により対策を講じること、及び発生者生活上の課題を抱えるときは医療、福祉等の関係事務と一体的に調査、指導を進めることを規定している。

【解説】

(1) 「関係機関等」

不良な生活環境の解消やその再発防止のため、周辺地域の町会関係者や近隣住民、警察署や消防署等と協働して問題に取り組むものとしており、そのために必要な場合、必要と認められる範囲内で情報提供ができる（第8条第1項）。なお、警察署や消防署のほかに協働することが想定される関係機関としては、中野社会福祉協議会及び杉並児童相談所がある。

(2) 「保健所が行う事業」

ここでいう事業は、中野区保健所が行う事業ということではなく、あくまでも地域保健法で規定される「保健所」の事業であり、同法では以下のように規定されている。

【参考】地域保健法（抄）

第六条 保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。

一 ～三 （略）

四 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項

五 ～七 （略）

- 八 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
 - 九 (略)
 - 十 精神保健に関する事項
 - 十一 ～十三 (略)
 - 十四 その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項
-

(3) 「福祉に関する事務所がつかさどる事務」

社会福祉法では以下のように規定されている。

【参考】社会福祉法 (抄)

第三章 福祉に関する事務所

(設置)

第十四条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

- 2 都道府県及び市は、その区域（都道府県にあつては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）をいずれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。
 - 3 町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。
 - 4 町村は、必要がある場合には、地方自治法 の規定により一部事務組合又は広域連合を設けて、前項の事務所を設置することができる。この場合には、当該一部事務組合又は広域連合内の町村の区域をもつて、事務所の所管区域とする。
 - 5 都道府県の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法 、児童福祉法 及び母子及び父子並びに寡婦福祉法 に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさどるところとする。
 - 6 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法 、児童福祉法 、母子及び父子並びに寡婦福祉法 、老人福祉法 、身体障害者福祉法 及び知的障害者福祉法 に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。
 - 7 町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止の時期は、会計年度の始期又は終期でなければならない。
 - 8 町村は、福祉に関する事務所を設置し、又は廃止するには、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
-

(4) 「中野区すこやか福祉センターが行う事業」

中野区すこやか福祉センター条例では以下のように規定されている。

【参考】中野区すこやか福祉センター条例 (抄)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 区民相互の支えあい活動その他の区民による地域活動の推進に関すること。
- (2) 区民の保健及び福祉の活動の推進に関すること。

- (3) 保健、福祉サービス及び子育てサービスの相談及び提供に関する事。
 - (4) 区民の健康増進に関する事。
 - (5) 子ども及び子どものいる家庭の相談及び支援に関する事。
 - (6) 高齢者及び障害者のケアマネジメントに関する事。
 - (7) 家族等による介護の支援に関する事。
 - (8) (略)
 - (9) (略)
-

4 区民の責務

(区民の責務)

第4条 区民は、その居住している地域において、相互に協力して良好な生活環境の維持保全に努めなければならない。

【趣旨】

不良な生活環境の解消やその発生防止には、区民が相互に協力して地域における生活環境の維持保全に努める必要があるため、本条において区民に努力義務を規定している。

5 所有者等の責務

(所有者等の責務等)

第5条 私有地等の所有者、占有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該私有地等を適正に管理することにより、不良な生活環境の発生を未然に防止しなければならない。

2 所有者等は、不良な生活環境が生じた場合は、区による発生者への指導等に協力し、又は区と連携して当該不良な生活環境の解消に努めなければならない。

3 発生者は、第9条第1項に規定する指導、同条第2項に規定する勧告及び第10条第1項の規定による命令に従い、不良な生活環境の解消に努めなければならない。

【趣旨】

本条第1項は、当該私有地等の所有者、占有者、または管理者（以下「所有者等」という。）は当該私有地等を適正に管理することにより、不良な生活環境の発生を防止する義務があることを規定している。

本条第2項は、発生者でない所有者等に、区による発生者への指導等に協力・連携してその解消に努める義務があることを規定している。これは、自己が発生者でなくとも、本条第1項の規定により、所有者等に一定の管理責任があるものと考えられる上、所有者等の協力が欠かせないためである。（例えば、借借人が不良な生活環境を発生させている場合は、賃貸人の協力が不可欠である。）

本条第3項は、発生者となった所有者等に、区による指導、勧告、命令に従い、不良な生活環境の解消に努める義務があることを規定している。

6 調査

(調査等)

第6条 区長は、不良な生活環境を解消するために必要と認める範囲内で、私有地等における物品の蓄積等の状態、当該私有地等の使用若しくは管理の状況又は所有関係その他必要な事項について調査をし、又は当該私有地等の所有者その他の関係者に対して報告を求めることができる。

2 区長は、前項に規定する調査又は報告の結果、不良な生活環境を解消するために必要があると認めるときは、官公署に対し、次に掲げる事項に関して、報告を求めることができる。

- (1) 物品の蓄積等がされた私有地等の所有関係に関する事項
- (2) 発生者の親族関係に関する事項
- (3) 発生者の福祉又は保健に関する制度の利用状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、発生者に関し、区長が必要と認める事項

【趣旨】

本条は、不良な生活環境の発生状況を把握し、発生者に対し適切な指導等を行うために、区長が必要な調査を行うことができることを定めたものである。なお、立入調査等については、次条で規定しているため、本条の調査には含まれない。

【解説】

(1) 私有地等の所有者その他の関係者に対する調査

「不良な生活環境」が生じている場合に、その解消を図るために必要な範囲内でその発生状況の調査を効果的に行うために、調査に付随する行為として、職員が当該私有地の所有者の他、当該私有地内の建物の居住者、近隣住民、当該私有地の所有者の親族等の関係者に対し報告を求める権限も付与するものである。

(2) 「親族」

本条第2項及び本ガイドラインにおける「親族」とは、民法第877条が規定する扶養義務者である。同法同条第1項では直系血族及び兄弟姉妹とされているが、同条第2項において「家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。」とされていることから、原則は直系血族及び兄弟姉妹まで、やむを得ずより広く調査等を行う場合3親等内の親族までとする。

(3) 官公署にする報告の要求

「不良な生活環境」が生じている場合に、問題解決には発生者の戸籍（親族との協力が必要になる場合があるため）、保健福祉制度の利用状況、関係機関の対応状況等の情報が必要なる場合があるため、官公署に対し、報告を求めることができるとしたものである。

※想定される対象情報

- ・戸籍情報による親族の有無
- ・障がい福祉サービスの利用状況
- ・要介護認定の内容や介護保険サービスの利用状況
- ・生活保護の受給状況

7 立入調査等

(立入調査等)

- 第7条 区長は、前条第1項に規定する調査若しくは報告の結果又は同条第2項に規定する報告の結果、不良な生活環境を解消するために必要と認める範囲内で、区の職員に、物品の蓄積等がされた私有地等に立ち入り、その状態を調査させ、又は発生者その他の関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 区長は、正当な理由なく第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者について必要があると認めるときは、次に掲げる事項を公表することができる。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 5 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、同項の規定により氏名等を公表する者に対し、当該公表に係る理由を通知し、当該者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

【趣旨】

本条は、不良な生活環境の発生状況の把握のために、区長がその職員に当該私有地等に立ち入って調査を行わせることができること、及び発生者、所有者等その他の関係者に質問する権限を付与することを規定するものである。

【解説】

(1) 「立入調査等」

本条第1項は、区の職員に私有地等への立入調査と発生者その他の関係者（以下「調査対象者」という。）に対する質問の権限を付与しているが、当該建物等の管理者（居住者等）が立入調査等を拒絶した場合に、強制的に調査することを認めるものではなく、あくまでその者の同意を得て行う任意調査である。ただし、調査権の実効性を担保する必要性から、本条第4項で調査対象者が正当な理由なく立入調査等を拒むなど本項に規定する行為を行った場合には、その氏名等を区が公表できると規定するとともに、第19条第1項で過料を科すことができるものと規定している。

このため、本条の規定による立入調査等を行う場合は、原則として事前に実施についての決定を行い、さらに調査対象者に本条の規定に基づく立入調査等であることを告知するものとする。

また、本条第2項は、手続の公正と調査の円滑な遂行を確保するために、立入調査等を行う場合には身分証明書を携行し関係者から求めに応じて提示すべき義務を区職員に課したものである。

(2) 「拒み、妨げ、若しくは忌避し」

「拒み」とは、担当職員が本条第2項にもとづく身分証明書を提示し、立入調査を行おうとしたにもかかわらずこれを拒否して私有地等に立ち入ることを断った場合や事前に立入調査を行う旨を通知したことに對し、明確に拒否する意思を表示した場合などである。

「妨げ」とは、調査対象者が立入調査の拒否はしないが担当職員による私有地等内部での調査を何らかの手段で妨げることをいい、また「忌避」とは、調査対象者が積極的に妨害はしないまでも故意に区の職員に会わないとか不在になるなどの手段により、事実上、立入調査等ができないようにする行為をいう。

(3) 「虚偽の陳述をした」

「虚偽の陳述」とは、客觀的事実に反する事実を陳述することをいい、積極的に虚偽の事実を陳述する場合だけでなく、消極的に一部の事実を隠蔽または歪曲して陳述をすることにより全体として虚偽の事実を陳述する場合も含む。

(4) 氏名等の公表の手續

調査対象者が正当な理由なく立入調査を拒むなどの行為をした場合にその者の氏名等の公表を決定するに當っては、個人情報保護の観点から当該行為をした事情や公表された場合に行為者が受ける不利益等の程度等を考慮して慎重に判断する必要がある。また、公表前に行為者に事前に公表に係る理由を通知し、意見陳述及び証拠の提出の機会を与えることとしたものである。

8 調査結果の外部提供等

(調査結果等の外部提供等)

第8条 区長は、不良な生活環境を解消するために必要と認める範囲内で、関係機関等に対し、前2条の規定による調査又は報告の結果（以下「調査結果等」という。）を提供することができる。

2 前項の規定による調査結果等の提供を受けた者は、当該調査結果等に係る者に関して知り得た事項であつて、当該者を特定させるものを漏らしてはならない。

【趣旨】

本条は、関係機関等と協働して解決を図るため、区による調査結果等を関係機関等に対して提供することを可能とするとともに、調査結果等の提供を受けた者に守秘義務を課して個人情報の保護を図るための規定である。

【解説】

(1) 「関係機関等」

第3条第1項各号で規定している「関係機関等」を指す。

なお、「関係機関等」のうち区民及びその団体については、他の関係機関等と異なり、見守りや片づけなどについて協力を依頼する場合を想定しており、このため当該の見守りや片づけ等を実施する者に限り、発生者に関する氏名と健康状態に係る情報のみを提供するものである。

(2) 情報提供の際の手續

調査結果等の提供先が法令上守秘義務を課されていない個人または団体である場合には、本規定により調査結果等を提供するに当たり誓約書等を徴するものとする。

9 指導及び勧告

(指導及び勧告)

- 第9条 区長は、発生者に対し、不良な生活環境を解消するために必要な指導をすることができる。
- 2 区長は、発生者に対し、前項に規定する指導を行ったにもかかわらず、なお不良な生活環境が解消されないときは、当該発生者に対し、相当の期限を定めて、当該不良な生活環境を解消するための措置（以下「解消措置」という。）を行うよう、書面により勧告をすることができる。
- 3 区長は、前項に規定する勧告をしようとするときは、あらかじめ、第14条第1項に規定する審査会に諮問し、その意見を聴かなければならない。

【趣旨】

調査結果等により不良な生活環境の発生とその発生者が特定できた場合、発生者に対して不良な生活環境の解消のための指導及び勧告することができるとしたものである。

【解説】

(1) 「必要な指導」

調査結果等により、地域における不良な生活環境の発生と原因が認められた場合、区職員がその発生者に対して物品の適切な保管や廃棄その他の改善措置を、口頭または文書で指導する。

(2) 「解消措置」

本条第2項の「解消措置」には、蓄積物の撤去、処分のような他人が代わってすることができる行為（代替性のある行為）だけでなく、衛生上問題のある給餌行為を止めるなど他人が代わってすることができない行為（代替性のない行為）があるが、いずれの行為についても勧告することができる。

(3) 「勧告」の手續

「勧告」は、行政処分にあたる「命令」や「行政代執行」と異なり、あくまで行政指導の一環であるが、「勧告」の内容が履行されない場合には、その後に区が「命令」（第10条）や「行政代執行」（第11条）の一連の不利益処分を行う上で必要となる手續の開始点となる。このため、勧告後の行政処分の公正性・公益性を確保するため、区が発生者に対して勧告しようとするときは、あらかじめ本条例第14条に規定する審査会により学識経験者からの意見を聴くことにした。他方、「命令」及び「行政代執行」については、区の責任において決定し執行すべき行政処分であることから、原則として事前に審査会からの意見徴収は行わないものとした。ただし、「勧告」前に審査会から意見を聴取した後に、勧告の前提となっていた状況が変わる等の事情変更があった場合には、改めて審査会から意見聴取する場合がある（第14条第2項第3号）。

10 命令

(命令)

- 第10条 区長は、発生者に対し、前条第2項に規定する勧告を行ったにもかかわらず、なお不良な生活環境が解消されないときは、当該発生者に対し、相当の期限を定めて、解消措置を行うよう、書面により命ずることができる。
- 2 区長は、前項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 不良な生活環境の状態にある私有地等の所在地
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 3 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、同項の規定により氏名等を公表する者に対し、当該公表に係る理由を通知し、当該者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

【趣旨】

発生者が第9条第2項による勧告に正当な理由なく従わない場合には、相当な期間を定めて必要な措置を取ることを命令することができること、並びに当該命令に従わない場合には、命令を受けた者の氏名等を公表できること、及びその場合には氏名等を公表される者に意見陳述及び証拠の提出の機会を与えるべきことを規定したものである。

【解説】

(1) 「命令」

「命令」は、相当な期限（発生者が不良な生活環境を解消するのに必要な期間を考慮して定めた期限をいう。）を定めて、発生者に対して書面（文書）で行う。

また、命令は、指導や勧告と異なり、行政処分（不利益処分）であり、行政不服審査法上の審査請求や行政事件訴訟法に基づく行政訴訟の対象となるため、命令を行うに当たっては、中野区行政手続条例に従い、事前に聴聞または弁明の機会付与等の手続をとることが必要である。

なお、命令についても、勧告と同様、代替性の有無にかかわらず、不良な生活環境の解消のために必要な行為を命じることができるものである。また、不良な生活環境の解消のために必要な行為には、不良な生活環境を解消するための物品の廃棄や整理等の「作為」だけでなく、物品の収集や動物への給餌の禁止などの「不作為」を含む。

(2) 「公表」

区から命令を受けた発生者が、命令に従って指定の期限までに正当な理由なく必要な措置を講じない場合は、命令の内容や当該命令内容が履行されなかったこと及び発生者の氏名等を公表できることとした。

氏名等の公表を決定するに当たっては、個人情報保護の観点から、命令を履行しない事情や公表された場合に発生者が受ける不利益等の程度等を考慮して慎重に判断する必要がある。特に、命令を履行しない理由が、発生者の精神的・身体的要因にある場合など、公表が必ずしも不良

な生活環境の解消に結びつく有効な手段とはならない場合には、氏名等の公表の他に有効な解決策がないか関係部署とともに十分に検討する必要がある。

1 1 行政代執行法による代執行

(代執行)

第11条 区長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく指定の期限までに当該命令に係る解消措置を講じないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、自ら当該解消措置をなし、又は第三者をして当該解消措置をなさしめ、当該解消措置に係る費用を当該命令を受けた者から徴収することができる。

【趣旨】

行政代執行法では、法律（条例等を含む。）に基づき行政庁から命ぜられた行為を義務者が履行しない場合、当該行政庁は代執行を行い、義務者から費用徴収できると定められている。

本条は、発生者が、第10条により蓄積された物品の撤去など不良な生活環境の改善を命じられたにもかかわらず、正当な理由なく当該命令に従わない場合、行政代執行法に従い、代執行を行い、その費用を徴収することができる旨を明確にしたものである。

【解説】

(1) 「当該命令に係る解消措置を講じないとき」

代執行の対象は、蓄積された物品の撤去や庭木の剪定など、発生者以外の者が代わってなすことのできる行為を命じる（代替的作為義務を課す）ものに限られる（行政代執行法第2条）。また、行政代執行法は、代執行の要件として義務者が行政庁の命令を履行しないだけでなく、「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」との要件を定めている。したがって、勧告を行う前に第9条第3項により第14条に規定する審査会の意見を聴く段階で発生者が勧告及び命令に従わない場合に行政代執行が可能かどうか（行政代執行法2条の補充性と公益性の要件を充たすかどうか）についても審査会の意見を聴き、公正性・公益性を確保する必要がある。

なお、衛生上問題のある給餌を止めるなど他人が代わってなすことができない行為（不代替的作為義務）を命じたが従わなかった場合は、代執行はできないため、第10条第2項による氏名等の公表のほか、第19条による過料を科すことにより当該命令の実効性を確保する必要がある。

(2) 行政代執行の手続

① 行政代執行を行うに当たっては、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、発生者（義務者）に対して予め文書で戒告しなければならないとされている（3条1項）。

また、発生者が、戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、区は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知するものとされている（同条2項）。

② 行政代執行に係る費用（代執行のために直接必要な費用）を発生者から徴収するため、発生者に対する納付命令により支払を請求する。（これにより区の債権額が確定する。）発生者が無資力などの理由で納付が困難なときは、発生者からの申請により減額又は免除することができる（13条）。（要件等については13条の解説を参照）

なお、代執行費用の納付命令前に発生者の資力について調査する必要があるときは、行政代執行法第6条が規定する国税滞納処分の例による調査を行うことはできないため、発生者から財産調査に関する同意書を提出させて財産調査を行うものとする。

【参考】行政代執行法（抄）

第二条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことができる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第三条 前条の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

2 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

3 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

【参考】発生者からの審査請求と解消措置の履行期限の設定との関係について

発生者は、命令及び行政代執行に係る戒告（代執行の実施についての告知）があった場合に、当該処分に不服がある場合、行政不服審査法（以下「法」という。）の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内の期間（正当な理由が有る場合を除く）において中野区に対して当該処分に係る審査請求をすることができる*。

※ 審査請求すべき行政庁

当該審査請求は、中野区の「ごみ屋敷」等対策について上級行政庁がないため、法第4条第1項の規定により、中野区が審査庁（処分庁である審査庁）となる。

当該処分に係る審査請求があった場合は、「処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができる。」と規定されている（法第25条第2項）。他方、「審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。」と規定されていることから（同条第1項）、代執行に係る解消措置の履行期限は、審理手続中であっても、当該処分等の通知日から三月以内の日を設定できる。つまり、当該解消措置の履行期限は、原則として発生者によって生じた周辺地域の不良な生活環境を、自ら解消するために必要な期間を考慮して設定すれば足り、行政不服審査法の審査請求期間に影響されるものではない。

1 2 緊急安全措置

(緊急安全措置)

第12条 区長は、区民の生命、身体又は財産に危害が及ぶ急迫した状況においては、第9条第1項に規定する指導、同条第2項に規定する勧告又は第10条第1項の規定による命令の経手を経ずに、必要最小限度の措置を行うことができる。

2 区長は、前項の規定による措置を行った場合は、第14条第1項に規定する審査会に報告をしなければならない。

【趣旨】

緊急に改善措置を講じないと、区民の安全や衛生に重大な支障が及ぶ場合においては、区が必要最小限の措置を取ることができることを規定したものである。

また、緊急の場合の特例的な措置であるため、当該措置の実施後に審査会に対し、その経緯や実施状況等について報告をすることを規定した。

1 3 代執行にかかる費用の減額免除

(代執行に係る費用の減免)

第13条 区長は、第11条の規定による代執行に係る費用について、第10条第1項の規定による命令を受けた者が個人であって、資力のない場合又は費用の負担が当該者の今後の生活の再建を著しく阻害すると認められる場合は、当該費用を減額し、又は免除することができる。

【趣旨】

本条は、発生者が個人の場合であって、資力のない場合や、代執行にかかる費用負担が発生者の今後の生活再建を著しく阻害するなどの場合に、代執行にかかる費用を別に定める基準に基づき減額、免除できることを規定するものである。

【解説】

(1) 「命令を受けた者が個人であって」

本条は、発生者の生活再建を目的とするため、その事業活動等により不良な生活環境が発生させた法人は対象としていない。

発生者が代執行の費用の減額免除を希望する場合には、本人から区に減額免除申請書を提出させることを原則とするが、当該申請書を提出できない事情があるときは、当該申請書がなくても減額、免除をする場合がある。

(2) 「資力のない場合又は費用の負担が当該者の今後の生活の再建を著しく阻害すると認められる場合」

この要件については、別紙2「代執行に係る費用の減額免除の基準の考え方について」に示す基準に従い総合的に判断するものとする。

(3) 減額免除の手続

区が納付を命じた金額について、発生者が減額又は免除を求めるときは、区が定める代執行費用減額免除申請書により区に対して減額又は免除を申請するものとする。

14 審査会

(審査会の設置及び所掌事項)

第14条 区長の附属機関として、中野区物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第9条第3項の規定による諮問に係る同条第2項に規定する勧告に関して、区長に意見を述べること。
- (2) 第12条第2項に規定する報告を受けること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不良な生活環境の解消に関し必要な事項について、区長に意見を述べること。

(審査会の組織)

第15条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第16条 委員は、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第17条 審査会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会長への委任)

第18条 審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

【趣旨】

本条は、区による不良な生活環境の解消に向けた行政処分等の公正性・公益性を確保するため、学識経験者から構成される審査会を設置するとともに、その組織及び運営に関する事項を規定するものである。

【解説】

- (1) 「第9条第3項の規定による諮問に係る同条第2項に規定する勧告に関して、区長に意見を述べること」

不良な生活環境の解消における「命令」や「行政代執行」は、不利益処分として財産権などの私権を制限する不利益処分であるため、本条例に基づいて区が主体的に判断すべきものであるが、その決定及び執行の際には、個別のケースに応じて発生者の身体的・精神的な状態や再

発防止対策など、考慮すべき要素も多い。加えて、現に発生者が居住している家屋等にかかる財産権を制限する場合も考えられる。

こうしたことから、行政処分等の公正性・公益性を確保するため、審査会を設置し、区が勧告をするにあたって学識ある第三者から意見を聴取する規定を設けたものである。

なお、行政処分である「命令」ではなく、「勧告」に関して意見聴取を行う趣旨については、「第9条 指導及び勧告」の解説を参照されたい。

【参考】意見聴取不要とする事項（「立入調査」・「関係者への事情聴取」等）について

他自治体の「ごみ屋敷」等対策の条例には、「立入調査」・「関係者への事情聴取」等実施にあたって、事前に審査会等からの意見聴取を行う例がある。しかし、立入調査や関係者への事情聴取は、それによって不良な生活環境等の原因を含め事態の全貌を明らかにし、今後、区の取るべき対策案を検討する前提となるものである。また、これら調査等により、当初考えられていた対象者が、不良な生活環境の発生者でないことが確認できる場合もあり得る。このため、立入調査等の前に審査会の意見聴取は行わないこととした。

(2) 「不良な生活環境の解消に関し必要な事項について、区長に意見を述べること」

本条の「不良な生活環境の解消に関し必要な事項」とは、不良な生活環境の発生を認定する基準や、措置命令や行政代執行を行うべき判断基準などを想定している。

15 過料

(過料)

第19条 区長は、正当な理由なく第7条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者に対し、30,000円以下の過料を科することができる。

2 区長は、第10条第1項の規定による命令に違反した者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

【趣旨】

正当な理由なく第7条第1項に規定する行為をした場合や命令の内容が他の者が代わってなすことができないもの（不代替的作為義務）である場合に過料を科すことにより、区の調査及び命令の実効性を確保するものである。

【解説】

(1) 「過料」

本条例の過料は行政罰（秩序罰）としての過料であり、刑罰ではない。このため、刑法総則及び刑事訴訟法の適用を受けない。また、過料の規定は、地方自治法第14条第3項の規定を根拠として設けるものであるため、非訟事件手続法の規定による手続きによらず、地方自治法第255条の3の規定により、過料の処分を行うこととなる。

【参考】地方自治法（抄）

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第二百五十五条の三 普通地方公共団体の長が過料の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

(2) 「立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し」「虚偽の陳述をした」

第7条の解説を参照のこと

(3) 「30,000円以下の過料」

発生者が立入調査に応じないケースでは、解決に向けたその後の取組の著しい支障となることから、過料を科すことができることとしているが、過料を科すかどうかを決定するに当たっては、その悪質性の程度についても考慮する必要がある。

(4) 「50,000円以下の過料」

「動物への不衛生な給餌を停止すること」など、代執行できない内容を命じた場合においても発生者に命令内容を守らせる必要があるため、過料を科すこととしたものである。

【別紙 1】 物品の蓄積等により、周辺地域に不良な生活環境が生じているか否かの判断基準

1 基本的事項

「物品の蓄積等により、周辺地域に不良な生活環境が生じている状態」であることを判断する際の判断基準について、条例第 2 条第 3 号アからエの各状態ごとに示しているが、物品の蓄積等が行われている私有地等について複数の状態が発生している場合は、それら事項を勘案して総合的に判断するものとする。

また、この判断基準による場合でも、当該私有地等が存する地域の実情により、切迫の度合や近隣住民の受忍限度が異なることを考慮し、個別の事案に応じて具体的に判断するものとする。

その際の判断材料の例としては以下のもの考えられる。

- (1) 都市計画法の規定する用途地域
- (2) 当該私有地等と隣接する敷地・家屋等との距離
- (3) 影響を受ける地域の範囲

2 害虫、ねずみ等又は悪臭の発生により不良な生活環境が生じている状態

- (1) 当該私有地等から発生した動物が原因で、以下の状態にある。
 - ア 多数のはえ、蚊、毛虫、ねずみ等が発生し、また周辺の土地・家屋に侵入することにより、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている、または及ぼす可能性が高い状態にある。
 - イ 当該私有地等の外部に動物のふん、毛又は羽毛等が当該私有地外に大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
- (2) 当該私有地等における腐敗物やふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

※ 勧告・命令等にあたっては、各支障の発生日時、発生場所、健康被害状況、動物の種類 of 調査等を行い、地域の衛生上の影響の観点から社会通念上の受忍限度を超えていることを確認する。
なお、臭気については、臭気測定を実施し、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 136 条が規定する基準の適合状況を参考とすることにより、定量的な判断ができる場合がある（ただし、事業活動によるものと異なり当該状況における臭気測定は、気象条件等で測定値が左右される可能性があることに留意すること）。

3 火災の発生、蓄積された物品の崩落等又は不法投棄のおそれがあることにより、不良な生活環境が生じている状態

- (1) 当該私有地等における可燃物等が大量に堆積され、放火等による火災発生のおそれがある。

※ 勧告・命令等に当たっては、蓄積された物品が容易に着火するもの（乾燥した紙類や衣類、ガソリンやその他の揮発性有機化合物等）を含んでいることを確認し、容易に外部の者が当該物品に接近可能かどうかや、居住者の喫煙習慣やその他の生活状況等を勘案し総合的に判断すること。なお、当該判断に当たっては所管消防署に協力を求めること。

(2) 蓄積された物品、工作物、及び立木等が崩落や倒壊等するおそれがある。

※ 勧告・命令等に当たっては、当該支障が発生する蓋然性を有することを考慮し、継続的に現場の状況を把握し、蓄積・放置等されている場所、当該物品等の具体的な状況（積み上げられた物品の高さや種類、固定の有無やその方法、工作物や立木については各部の腐食・破損・亀裂・ひび割れ等の進行状況等）を確認し、総合的に判断すること

なお、真に切迫した事態においては、条例第12条の規定による緊急安全措置をとること。

(3) 物品の蓄積等により不法投棄を誘因するおそれがある。

※ 勧告・命令等に当たっては、当該支障が発生する蓋然性を有することを考慮し、現に一定の不法投棄が生じており、当該物品の蓄積等が放置された場合、さらに不法投棄が発生される可能性があることを確認し、また現にどの程度の悪影響が周辺に生じているかを確認して、総合的に判断すること。

4 景観を著しく毀損していることにより、不良な生活環境が生じている状態

(1) 物品や工作物等の蓄積・放置において以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

ア 私有地等の敷地内に大量の物品が散乱・山積みされ、その様子が敷地外から容易に見ることができる。

イ 工作物が、外見上大きく損傷や汚れたまま放置されている。

ウ 蓄積・放置された物品等が、近隣の私道の歩行者や近隣宅の居住者の出入りを阻害するほどはみ出している。

(2) 立木が原因で、以下の状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

ア 立木が敷地内の建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。

イ 立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。

ウ 立木の落ち葉が、当該私有地等の内外に大量に飛散している。

エ 立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。

(3) 適切な管理が行われていない結果、以下のような既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっている。

ア 景観法に基づき景観計画を策定している場合※において、私有地等に放置された工作物が、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。（※現在、中野区において該当例はない。）

イ 景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、私有地等に放置された工作物が、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。

※ 本条例における「景観の著しい毀損」は、あくまでも「物品の蓄積等」により発生した場合が対象であり、建築物の意匠やラクガキ等に係る事案は対象としない。

※ 勧告・命令に当たっては、当該支障が一定の主観性を含むことを考慮し、物品の蓄積等がなされている場所、当該物品等の具体的な状況（物品については、それらが廃棄物に該当するかどうか、蓄積された量や蓄積（保管）の方法や状況等、工作物や立木については各部の腐食・破損・汚損等の状況等）を、周辺への影響の観点から具体的に把握し、かつ当該状態を生じてからの経過期間等を勘案し、社会通念上の受忍限度を超えているかどうかを総合的に判断すること。

※ 蓄積された物品を廃棄物認定する基準は、平成 25 年 3 月 29 日 環廃産発第 1303299 号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「行政処分の指針について」を準用する。

【参考】平成 25 年 3 月 29 日 環廃産発第 1303299 号「行政処分の指針について」（抄）

4 事実認定について

(2) 廃棄物該当性の判断について

① 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であること。したがって、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であることから、当該物の再生は廃棄物の処理であり、法の適用があること。

また、本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たないが、このような事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのあるものについては以下のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこと。なお、以下は各種判断要素の一般的な基準を示したものであり、物の種類、事案の形態等によってこれらの基準が必ずしもそのまま適用できない場合は、適用可能な基準のみを抽出して用いたり、当該物の種類、事案の形態等に即した他の判断要素をも勘案するなどして、適切に判断されたいこと。その他、平成 12 年 7 月 24 日付け衛環第 65 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」及び平成 17 年 7 月 25 日付け環廃産発第 050725002 号本職通知「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」も併せて参考にされたいこと

ア 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては、生活環境の保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その

性状について J I S 規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合は、これに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。

イ 排出の状況

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

ウ 通常の見取り形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

エ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

オ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分が認められないこと。したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

なお、占有者と取引の相手方間における有償譲渡の実績や有償譲渡契約の有無は、廃棄物に該当するか否かを判断する上での一つの簡便な基準に過ぎず、廃プラスチック類、がれき類、木くず、廃タイヤ、廃パチンコ台、堆肥（汚泥、動植物性残さ、家畜のふん尿等を中間処理（堆肥化）した物）、建設汚泥処理物（建設汚泥を中間処理した改良土等と称する物）等、場合によっては必ずしも市場の形成が明らかでない物については、法の規制を免れるため、恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られることから、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもって直ちに有価物と判断することなく、上記アからオまでの各種判断要素の基準により総合的に判断されたいこと。さらに、排出事業者が自ら利用する場合における廃棄物該当性の判断に際しては、必ずしも他人への有償譲渡の実績等を求めるものではなく、通常の見取り、個別の用途に対する利用価値並びに上記ウ及びエ以外の各種判断要素の基準に照らし、社会通念上当該用途において一般に行われている利用であり、客観的な利用価値が認められなおかつ確実に当該再生利用の用途に供されるか否かをもって廃棄物該当性を判断されたいこと。ただし、中間処理業者が処分後に生じた中間処理産業廃棄物に対して更に処理を行う場合には産業廃棄物処理業の許可を要するところ、中間処理業者が中間処理後の物を自ら利用する場合においては、排出事業者が自ら利用する場合とは異なり、他人に有償譲渡できるものであるか否かを含めて、総合的に廃棄物該当性を判断されたいこと。

【別紙2】 代執行にかかる費用の減額免除の基準の考え方について

代執行にかかる費用を減額免除するのは、原則として、下記の要件を満たす場合とする。

1 発生者等の資産にかかる要件

- (1) 発生者が個人（法人ではない）であること
発生者の生活再建を目的とするため、原則として法人の事業活動によるものは対象としない。
- (2) 資産状況について以下のいずれかに当たること
 - ア 収入や資産が一定の水準以下であること
以下の(ア)から(ウ)のいずれにも該当する場合
 - (ア) 発生者（同一世帯に属する者全員を含む）が住民税非課税であること
 - (イ) 発生者の住居を除く不動産を所有していないこと
 - (ウ) 発生者の保有する現金（預貯金を含む。）その他の資産の処分価値の総額が、一定額以下であること
 - イ 代執行にかかる費用の支出が生活再建を著しく阻害すること
発生者が代執行にかかる費用の全額又は一部を支出した場合、発生者の生活再建が著しく困難になることが予想される場合

※ 上記「ア」及び「イ」ともに、発生者の世帯が生活保護の受給対象に陥らないようにする。

※ 上記の要件の確認には、発生者の収入・資産の把握が必要なる。このため、代執行費用の減免対象となる可能性が有る場合、発生者に対して、資産・収入等について申告（報告）させることや、関係機関への調査に必要な同意書を提出させることが考えられる。

2 再発防止の観点からの要件

再発防止の計画等を、本人及び親族等及び関係所管と連携して策定しておくことが前提となる。

- (1) 発生者の心身の状況改善
適切な医療受診について、本人同意を得ていること、なお、この場合、代執行後の一定期間通院状況等を確認する。
- (2) 福祉サービスの利用
介護サービスなど、受給可能な福祉サービスの利用を本人が同意していること。
- (3) 親族などによる支援の確認
親族などがいる場合、発生者を見守り・支援する事について確約が得られていること。
- (4) 継続的な状況確認
区及び関係機関等が、継続的に状況を観察すること。